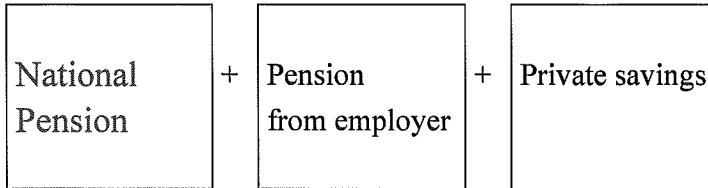


**Example:**



↑ **This letter is just about your National Pension. You might receive pension from other sources!**

The sender's intention is also important: give instructions, what kind of letter is this? This is most easily done in the beginning of the letter. *"This is your individual forecast on the National Pension. You will also receive information how much money you have paid to the pension system last year, and how much the state have contributed to your future pension"*

The SIA has planned to inform the Japanese people about achieved pension entitlements through a point-system. A point-system is a way to exchange information in yen with a more graphic solution. If society has a tradition of point-system (such as insurance companies, banks etc) it might be a good idea, because the system is already understood and could then make a (difficult) issue as pension system be more easily understood. But if the point-system is a novelty in Japanese society you have a situation were you try to explain a difficult thing (pension system) by using a new, unknown and therefore difficult, system. To disclaim "real figures" in yen might also lead to questions about trustiness.

### Ⅲ. 研究成果の刊行に関する 一覧表

(「Ⅱ. 分担研究報告」は該当せず)

研究成果の刊行に関する一覧表

書籍

著者氏名	論文タイトル名	書籍全体の 編集者名	書籍名	出版社名	出版地	出版年	ページ
なし							

雑誌

発表者氏名	論文タイトル名	発表誌名	巻号	ページ	出版年
白杵政治・中嶋 邦夫・北村智紀	公的年金の給付と負担に 関する通知の効果と課題	年金と経済	Vol.25 No.1	39-48	2006

## IV. 研究成果の刊行物・別刷

〔特集〕 年金・投資教育と年金個人情報通知  
第6章

## 公的年金の給付と負担に関する通知の効果と課題<sup>1)</sup>

白 梓 政 浩(ニッセイ基礎研究所金融研究部門年金フォーラム)

中 嶋 邦 夫, 北 村 智 紀(ニッセイ基礎研究所金融研究部門年金フォーラム)

特  
集

### 1. はじめに

2004年度の年金制度改正において、政府は「年金に関わる個人情報を若い人にもわかりやすくお伝えします」として、年金の給付や保険料負担に関する個人情報の定期的な通知を施策として打ち出した。

これを受けて社会保険庁<sup>2)</sup>では、2005年2月から国民年金加入者に「国民年金納付額のお知らせ」を送付するとともに、2006年3月上旬現在、55歳以上の被保険者に対して、請求がある場合に送っている加入状況や年金見込額の通知について、その対象を徐々に拡げていく計画である。同時に対面・インターネット・電話による年金見込額や加入記録の照会に回答するサービスを充実させようとしている。このように近年、公的年金加入者個人に対する、給付と負担とを内容とする通知への関心が高まっている。

以下、本稿ではまず、給付と負担に関する通知(以下、本稿では「年金通知」とする)の効果に触れ、次いで海外の事情を紹介する。さらに日本の被保険者に対する通知の効果についての研究を紹介し、最後に今後の課題について触れることとする。

### 2. 年金通知の2つの効果

(以下、本稿では「年金通知」とする)

公的年金加入者に、給付と負担に関する通知を送ることには2つの効果が期待される。第1は、加入者の老後の生活設計(ライフプラン)のための情報提供である。

公的年金・恩給は現在、高齢者世帯の所得の7割を占めている、重要な収入源である。そこで老後のための貯蓄や消費の計画をたてるために、公的年金の支給見込額を知っておく必要がある。

2004年度の年金制度改正の後、このニュースがさ

らに高まったと考えられる。というのも、マクロ経済スライドによる給付調整によって、厚生年金の所得代替率が2025年までにおよそ2割低下するからである。その分は、企業年金などを含めた自助努力によって補う必要がある。また、過去や将来の報酬だけでなく、給付乗率が変化し、年金見込額の算定が従来以上に複雑となっている。マクロ経済スライドの下では年金見込額を自分で計算するのは難しい。

通知の第2の効果は、自分の給付と負担への理解をきっかけにして、年金制度への信頼を高めることである。厚生労働省が2002年12月に発表した、「年金改革の骨格に関する方向性と論点」では、2004年度年金改革の基本的視点として、「若い世代を中心とした現役世代の年金制度に関する不安感、不信感を解消すること」と「現役世代が将来の自らの給付を実感できるわかりやすい制度とすること」をあげた。

公的年金の給付内容の見直しが続く中で、マスメディアからはセンセーショナルに「年金の危機」や保険料の「無駄遣い」が伝えられ、高水準の未納未加入にもみられるように、加入者の不安や不信が募っている。負担と給付(年金見込額)に関する通知により、各人が自分の受け取る見込額を実感できれば、制度への不安や不信を軽減するための1つの手段になりうる。

ここで、加入者の意識をみると、自分の保険料や年金見込額を知りたいという意見は強い。筆者らが2005年に行った、1号被保険者へのアンケート調査をみると、保険料と年金額について、知りたいと思うか、という問いに対して「非常に」「かなり」「どちらかといえば」知りたいという回答が89%に達した。

しかも、過去2年間納付実績のない未納未加入者でも32%が知りたいと答えていた。未納未加入の理

由には流動性制約や老後への無関心（高い時間選好率）などさまざまな理由が考えられる。しかし少なくとも、「制度の内容や払っても貰えるかどうかかわからない」という理由で、未納未加入に陥っている人々には、保険料と給付見込額の通知がその対策になりうる。

### 3. 海外における通知の事例

#### (1) 導入のきっかけ

次に海外における年金通知への取り組みを紹介し、①老後のライフプランに役立てる、②年金制度への理解と信頼を深める、という2つの効果を得るために、具体的にどのような内容や手法の通知が行われているかをみてみたい。

図表1は、スウェーデン、ドイツ、アメリカ、カナダの4カ国について現在送られている通知をまとめたものである。

給付予測額の通知が始まってから、どの国もまだ10年を経過していない。特にスウェーデンやドイツでは制度改革により、公的年金以外の老後準備の重要性が増し、そうした準備を助ける意味で通知が始まった。

スウェーデンでは、1999年の改革により、公的年金がそれまでの給付建てから、概念上の拠出建て（NDC）・資金拠出のある拠出建ての2本建てに変わった。旧制度では、過去の加入期間（30年まで）のうちもっとも高い15年の報酬により年金額が決まっていた。しかし、新制度で被災であるのは、加入して拠出をするほど年金額が高くなることだけであり、年金額や所得代替率は運用利回り次第で増減する。

そこで、年金制度への関心を高めるとともに、企業年金や個人年金を含めた老後の準備を早くから促す狙いで、1999年からオレンジ・レターと呼ばれる通知を送付し始めた。

ドイツで通知を始めたきっかけは2001年の制度改革である。この改正により、公的年金の所得代替率が低下し、それを補うものとして、補足的年金制度（リースター年金）が導入された。こうして老後の所得保障の3本柱の内、公的年金以外の企業年金や個人年金が重要になったことを理解して貰おうというのが、第1の目的であった。

第2の目的が若年層を中心とした制度への不信や

不安を緩和することであった。ドイツでも年金制度そのものに対する若者の不信（給付額は減り、保険料は上がる）が懸念されている。そこで毎年年金額が確かに増えることを示して、それを緩和しようとしたのである。

これらの目的を達成するため、2004年に制定された高齢者財産法（AVmG）は、政府が年金情報（Renteninformation）と年金通知（Rentenauskunft）の2つの通知を送付することを義務づけた。

#### (2) 共通の特徴

ここで、4カ国の通知に共通する特徴を3点指摘しておきたい。第1に、若年層からの年金見込額通知が、情報提供の核となっている。65歳までの所得額など、予測の前提を明らかにした上で、若年層にも見込額を通知している。年金制度による老後の準備を自分のこととして実感してもらうためには、当然に若いうちから見込額を知らせるべきことになる。ポイント制を使っているドイツでも、保険料と年金見込額の実額をあわせて通知している。

第2に、読みやすさを重視している。通知を手にとって読ませるために、盛り込む情報は重要なものに限定し、長さも6ページが最高である。

例えば、スウェーデンのオレンジ・レターには、年齢や職種、配偶者・子供の有無や使っている言語など個人の状況に応じて、形式や内容を変えた、5000通りのタイプがあるという。子供のいる場合の年金の説明は、子供のいない人には通知されない。書かれている情報が全て自分に関係があるので興味をひきやすい。さらに、加入者の反応を毎年サーベイし、読みやすく、わかりやすい通知にするため、その内容を修正している。

また、覚くするために、さらに詳しい情報への要求には、他の方法で対応する。年金制度の仕組みや用語については通知に載せず、別のパンフレット（説明書）を送付している。

第3に、通知により自らの年金などを理解して貰うことと、制度全体の理解を進めるための、他の情報提供や広報活動が一体として推進されている。

スウェーデンでは、オレンジ・レターは改正後の年金制度を国民に理解してもらうためのキャンペーンの一つの部品・きっかけと位置づけられている。したがって、レターの内容への照会を歓迎する。

図表1 海外4カ国における給付と負担に関する通知(年金通知)の現状

	ドイツ	スウェーデン	米国	カナダ
名称	Reuteinformation (Rentenauskunft)	Den Allmänna Pensionen	Social Security Statement	Statement of Contributions
ページ数	3頁	6頁(一部の人は4頁)	全5頁(60歳未満は4頁)	1頁
根拠法	2007年高齢者福祉法	(1998年改革)	1989年改正社会保障法	不詳
開始年	2004(2001から試験的)	1999	1999(要求ベースでは1988)	1997
対象	25歳以上の加入者	16歳以上の加入者	27歳以上の加入者	18歳以上の加入者
予測年金額	その時点以降、所得がなかった場合と、過去5年間の所得が65歳まで続いた場合の年金額。さらにそれを1.5%と2.5%で再評価した場合の年金額 年金点数(障害年金の計算にも必要)	61歳、65歳、70歳から受給開始した場合の年金額(個人と雇い主の平均年収の伸びを0%または2%、プレミアム年金の利回りを3.5%または6%と仮定) 年金点数(早期年金・遺族年金の計算に必要)	62歳、67歳、70歳で引退した際の予想退職年金額(今後、過去2年の平均と同一収入を得たと仮定)  障害・遺族・老齢医療年金額  引退のタイミングに伴う支給額の増減(67歳以前・以降に受給した場合の増減)	それまでの拠出が65歳まで続いた場合の年金額  遺族・障害年金の額
過去の報酬関係	なし	なし(その年の年収だけ(標準報酬による上限あり))	年金・医療保険の対象となる過去の所得	年金の対象となる過去の所得
保険料の額	過去、労使で支払った保険料とそれによる年金ポイント数	過去分はなく、その年の概念上の拠出及びプレミアム年金の掛け金	これまでの拠出額の合計(本人負担、事業主負担別)	これまでの拠出額
その他	年金額算定の仕組み(ポイント制)  法律・制度改正により、年金額が変動しうること  公的年金以外の老後準備(補足的老後準備)の必要性  問い合わせの方法	計算上の想定拠出年金における期首の残高から期末の残高への推移(+その年の利息と指数による変動-運営管理費用) 実際の確定拠出年金(プレミアム年金)における期首の残高から期末の残高への推移(+運用収益と価格変動-運用費用) 育児期間など年金に影響する事由全て  届出請求先の電話、住所、インターネットアドレス 企業年金と合算した情報提供先(minpension)のアドレス	各給付制度の仕組み・解説  このままでは2017年に給付が掛付金を上回り、2021年に積立金が枯渇すること。  支給申し込みや情報請求の手続き、情報請求先の電話・住所・メールアドレスなど	

特集

例えば、各ページの下段には、問い合わせ先のホームページ・アドレスや電話番号を示している。また、ページの右上にあり2005年を表す05という数字には、ページごとに異なる色や字体が使われていて、電話による問い合わせの際にも、色や字体を説明すれば、どのページについての質問かがすぐわかるので、容易に応答できる。

このようなインターネット・電話・事務所での対面による相談・照会に加えて、新聞などメディアを含めてあらゆる方法を使って、年金制度や手続額についての理解を深めようとしてきた。

それ以外の国でも、政府はさまざまな活動によって年金制度とそれが個人に及ぼす影響への理解を深めようとしている。通知はこうした多様なコミュニケーションの端緒なのである。

では、期待される効果はあったのか。スウェーデンのサーベイによると、旧制度から新制度に代わったことを知る人の割合は、レターを送る以前の1998年には81%であった。ところが、1999年以降は、ほぼ90%に達している。また、制度について「大変良く知っている」、あるいは「かなり良く知っている」という人の割合が、1998年の18%から徐々に上昇し、2001年には48%となっている。年金制度を信頼しているという人の割合は、1998年の29%から2001年には37%となった。

#### 4. 通知についての日本人加入者の意識

次に、日本の公的年金について、冒頭で述べた2つの効果がどのような場合に得られるかについての、筆者等の研究結果を紹介したい。

##### (1) 国民年金のケース（加入・納付意思の改善）

1つは国民年金について、どのような内容と言語の通知であれば、国民年金制度への加入・納付の意思が高まるかを、検証した実験の結果である。

国民年金の1号被保険者219人を集めて6グループに分け、「もしも任意加入であったら国民年金に加入し、保険料を納付するか」という質問をする。その後、生年別に保険料と年金見込額を現在価値に直した総額を、5グループそれぞれに別々のタイプの文言を使って通知する。最後の1グループには年金以外の事実に関する通知をする。その後で再度、同じ質問をし、回答に有意な変化があったかどうかを検

証した。

その結果、国民年金の保険料と見込額を通知した5グループのいずれも、年金以外の事実を通知したグループよりも、加入・納付の意思が改善することが確認できた（いずれも5%水準）。また、マクロ経済スライドによる給付削減のリスクを知らせるなど文言を変えても、加入・納付意思は有意には悪化しなかった。

基礎年金（国民年金）の財源には国庫負担がある。マクロ経済スライドの下で、給付の伸びが抑えられてもなお、年金見込額は保険料を上回るはずである。収益率はプラスであり、払った保険料以上に年金が戻ってくる。それを自分の生年ごとの具体的な数値でみることにより、加入・納付の意思が高まったのである。保険料を払っても払い損になるのではないかという、不信や不安を軽減する効果が認められたといえる。

##### (2) 厚生年金のケース（ひな型への反応）

もう1つが厚生年金に関する通知を示した際の、2号被保険者が示した反応についての調査結果である。

スウェーデンではオレンジ・レターの理解度や問題点を調べるために、毎年、20人へのインタビューと1,000人へのアンケート調査を実施している。

それを参考にして、筆者らは自ら作成した年金通知のひな型を使って、厚生年金加入者の老後の準備に役立てるために、年金通知はどうあるべきかを探る目的でグループ・インタビューとネット・アンケート調査を実施した。対象は、40歳台後半から50歳台前半の男性の厚生年金被保険者である。

まず2005年11月末から12月上旬にかけて17人を対象にグループ・インタビューを実施し、年金通知のひな型に対する様々な意見を集めた。その上で、グループ・インタビューの際に提示した、通知のひな型への意見が一般的かどうかを、50-54歳の男性会社員を対象にしたネット・アンケートにより検証した。

使用した年金通知のひな型は、図表2の通りであり、A 4版4ページ分の情報をA 3版1枚の表裏に印刷したものである。インタビューやアンケートの全参加者に共通の、1950年生まれの男性を想定した内容である。1版に、あなたご自身の年取や年金の加



図表2 筆者らの調査で使した年金通知のひな型

図表2は、筆者らの調査で使した年金通知のひな型を示しています。図表は4つの主要な通知タイプをカバーし、それぞれがどのような内容を含んでいるかを詳細に説明しています。

**I. QDROによる退職年金の分割（2005年4月1日現在）**

この通知は、QDROに基づく退職年金の分割に関するものです。通知には、分割の対象となる年金の種類、分割の方法、分割の時期、分割の金額、分割の手続き、分割の費用、分割のリスク、分割の留意点、分割の相談先などが記載されています。

**II. 結婚し退職後の老齢社会は、以上の分割が前提です**

この通知は、結婚し退職後の老齢社会における年金の分割に関するものです。通知には、結婚による年金の分割の必要性、結婚による年金の分割の方法、結婚による年金の分割の時期、結婚による年金の分割の金額、結婚による年金の分割の手続き、結婚による年金の分割の費用、結婚による年金の分割のリスク、結婚による年金の分割の留意点、結婚による年金の分割の相談先などが記載されています。

**III. 退職後の生活費の確保は、老齢年金以外に別の給付を受け取れる**

この通知は、退職後の生活費の確保に関するものです。通知には、退職後の生活費の確保の方法、退職後の生活費の確保の時期、退職後の生活費の確保の金額、退職後の生活費の確保の手続き、退職後の生活費の確保の費用、退職後の生活費の確保のリスク、退職後の生活費の確保の留意点、退職後の生活費の確保の相談先などが記載されています。

**IV. QDROによる退職年金の分割（2005年4月1日現在）**

この通知は、QDROに基づく退職年金の分割に関するものです。通知には、分割の対象となる年金の種類、分割の方法、分割の時期、分割の金額、分割の手続き、分割の費用、分割のリスク、分割の留意点、分割の相談先などが記載されています。

**V. 退職後の生活費の確保は、老齢年金以外に別の給付を受け取れる**

この通知は、退職後の生活費の確保に関するものです。通知には、退職後の生活費の確保の方法、退職後の生活費の確保の時期、退職後の生活費の確保の金額、退職後の生活費の確保の手続き、退職後の生活費の確保の費用、退職後の生活費の確保のリスク、退職後の生活費の確保の留意点、退職後の生活費の確保の相談先などが記載されています。

特集

入歴にあわせて作成された同じ形式のお知らせが、国から定期的に届いた時に、あなたならどのように感じるかをお答え下さい」と指示した上で回答してもらった。

ひな型の1ページ目には、将来の年取が現在の半額で推移する場合と同額で推移する場合の2通りの年金見込額が掲載されている。これは、年金見込額が2通り載っていることで、①今後の年取が変わると年金額が変わるという制度の仕組みを理解しやすい、②将来受け取る公的年金の目安を考えやすい、③あくまでも給付額の子測(見込み)であり、確定した額ではないことを理解しやすい、と考えたからである。図表1にあるように、ドイツやスウェーデンの通知にも複数の見込額が掲載されている。

2通りの予測があることについて、グループインタビューでは、「年金額のおおよその目安がついた」や「今後の収入が変わっても年金額はそれほど変わらないことがわかった」など、これらの仮説を支持する意見がみられた。アンケートでも前記の理由から、約9割が、見込額が2通り載っていることを評価している(図表3左上)。

ただし、2通り載せる場合に、今後の年取についてどのような仮定の組み合わせが適切かについては意見が分かれた。グループインタビューでは、ひな型で提示した「現在と半額」と「現在と同額」というパターンのほか、「今後、厚生年金に加入しなかった場合(退職して1号被保険者になった場合)」についても知りたいという意見が多くみられた。

また、今後の年取が現在の半額になった場合の年金見込額が載っていることについて、グループインタビューでは、「今後自分の年取が半額になることを示唆しているのではないか」や「どうして半額の例が(上)に載っているのか」などの意見がみられた。アンケートでも同様の不快感を示す人が3割あった。年金見込額を2通り載せれば、老後の生活設計や制度の理解に役立つものの、収入の想定とその表示方法についてはさらなる検討が必要である<sup>3)</sup>。

次にインタビューでは、筆者らのひな型において、60歳と65歳という2通りの支給開始年齢について、それぞれ異なる支給額が掲載されている点に対して、分かりにくいという意見がみられた<sup>4)</sup>。

そこでアンケート対象者に、年金見込額と年齢と

図表3 筆者らが作成したひな型に対する反応(年金見込額について)

Q. 年金見込額が2通り載っていることで、将来受け取れる予定の年金額がおよそいくらくらいになりそうか、見当をつけやすいですか

とても見当をつけやすい	27%
どちらかといえば見当をつけやすい	61%
どちらかといえば見当をつけやすい	9%
まったく見当をつけやすい	3%

Q. 年金見込額が2通り載っていることで、「今後の年取が変わると、年金額が変わる」という制度の仕組みを理解できますか

よくわかる	34%
だいたいわかる	58%
あまりわからない	6%
まったくわからない	1%

Q. 今後の年取が現在の半額になった場合の年金見込額が載っていることについて、不快に感じましたか

とても不快に感じた	10%
どちらかといえば不快に感じた	22%
どちらかといえば不快に感じなかった	29%
まったく不快に感じなかった	39%

Q. このお知らせに年金見込額を2通り載せる場合、今後の収入の仮定は、どのパターンとどのパターンがいいと思いますか

同額と半額	46%
同額と無収入	27%
半額と無収入	25%
同額と1.5倍	1%
半額と1.5倍	2%

(注: サンプル数は、いずれも212)

Q. 仮に、赤い括弧の部分(年金見込額)の部分か別紙のような表形式だったら、より分かりやすいと思いますか

そう思う	51%
どちらかといえばそう思う	33%
どちらかといえばそう思わない	7%
そう思わない	9%

Q. このお知らせに載せる年金見込額には、配偶者が受け取る年金額を含んだ方がいいと思いますか

そう思う	52%
どちらかといえばそう思う	33%
どちらかといえばそう思わない	7%
そう思わない	9%

の関係を表形式にした別の通知を提示したところ、約8割の人が表形式の通知が分かりやすいと回答した。厚生年金の場合、男性は1961年生まれ、女性は1966年生まれまで、定額部分と報酬比例部分の支給開始年齢が異なるため、当分の間は表形式での情報提供が望ましいと思われる。

なお、今回掲載した年金見込額は、社会保障庁が現在提供している年金見込額と同様に配偶者に関する付加年金や振替加算を含んでいない。アンケートでは約8割の人が配偶者の年金額を含んだ方が良いと回答した。実際に年金通知が始まれば、配偶者の分は配偶者宛の年金通知で概ね確認できる。ただ、現状の取り扱いを続けた場合、付加年金や振替加算は夫婦どちらの通知にも含まれない可能性もあるので、検討が必要だろう。

筆者らのひな型の2ページ目では公的年金の特徴について解説した。内閣府や社会保障庁がこれまで実施した意識調査では、給付の物価・賃金スライドなどがあまり認知されていない結果となっているためである(図表4)。今回のアンケートでは、解説を読んで終身年金や物価スライドをメリットと感じた人が約9割あった。これまであまり認知されていなかったことを踏まえれば、こういった公的年金の特徴を知らせることで、老後設計における安心感や制度への信頼が高まると考えられる。

同じ2ページには、「年金財政を健全化している最中では、公的年金の加入者数の減少と年金受給者の寿命の伸びを考慮して年金額の伸びが抑制されます」という、マクロ経済スライドの解説がある。これについて、インタビューでは「何が言いたいのかわからず、将来への不安を高める」という声があった。アンケートで、「年金額の伸びが抑制されるという仕組みは、納得できますか」と尋ねても、「どちらかといえば納得できる」から「納得できない!」までの各選択肢に2~3割ずつ分布しており、「納得できる」という人は1割に満たなかった。

マクロ経済スライドは年金の専門家にも理解が難しいところがある。情報提供の際には、具体例や図を使った、それだけを説明する冊子を作成するなど、さらなる工夫が必要であると思われる。

3ページ目には加入履歴に掲載した。グループ・インタビューでは、この中でも特に年金の受給要件を満たしているかどうかの記述に注目が集まった。現在の制度では、自分から確認しない限り、33歳に到達するまで社会保障庁からは何も情報提供されていない。

そのため、現実に受給資格を得るにはこれから何年間の加入が必要か曖昧だったり、本当に自分が受給できるかどうか確信が持てなかったりしたようである。アンケートでは、約9割が受給要件を満たしているかどうかの情報は老後設計に役立つと答えている。また、2ページ目から4ページ目の中で通知に不要な部分はどれか(1つのみ選択)という問いでは、3ページ目上段が不要と回答した割合は1割未満で、他の選択肢よりも少なかった。これらの結果から、受給資格を取得したかどうか、今後何年加

図表4 公的年金制度の仕組みや役割についての認識(内閣府調査)

	97年	98年	03年						
	5月調査	3月調査	2月調査	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
物価や賃金の上昇に応じた年金額が保障される	31.4%	27.8%	31.7%	17.1%	20.6%	29.3%	38.7%	39.0%	34.1%
障害者になったり世帯の生計を支えている者が死亡した場合にも保障が受けられる	32.1%	30.0%	42.5%	32.9%	37.5%	48.0%	52.0%	42.7%	34.8%
死ぬまで、生涯にわたり年金が受けられる	51.3%	43.9%	55.6%	32.6%	41.7%	53.5%	64.5%	63.5%	63.6%
現役で働いている世代が、年金を受け取っている高齢者を扶養するという制度である	55.9%	52.8%	58.0%	48.9%	62.2%	66.0%	68.5%	50.9%	47.0%
保険料を支払った期間に応じて年金が受けられる	61.8%	48.5%	62.5%	47.2%	61.6%	71.8%	71.7%	61.2%	53.0%
20歳になれば、学生を含めた国民の誰もが、加入する義務がある	62.1%	46.1%	66.7%	59.3%	65.7%	70.4%	72.4%	68.5%	58.9%
その他	0.1%	0.3%	0.3%	0.6%	0.2%	0.5%	0.2%	0.4%	0.2%
わからない	3.7%	4.3%	4.2%	9.6%	3.2%	2.2%	1.1%	4.2%	8.4%

資料：内閣府「公的年金制度に関する世帯調査」(各年)

入すると取得できるかの記載が必要と考えられる。

4ページ目には、在職老齢年金の計算例と問い合わせ先を掲載した。まず在職老齢年金については、65歳を境に在職老齢年金の制度が変わることや、働いて得る収入と年金額の合計によって金額が異なることから、働き続ける最高年齢について2通り、働き続けた場合の年収について2通りの計4通りを掲載した。これに対して、グループ・インタビューやアンケートの自由回答欄では、現時点では60歳以降にどのような形態で働き続けるかをイメージしにくいといった意見や、計算例が複雑で理解しにくいといった意見があった。

社会保険事務所には、在職老齢年金などに関する問い合わせが多い。しかし、自分が現実にそうした場面に直面し、年齢や収入など具体的な想定をおけるようになるまでの間は、その状況をイメージしにくく、関心も低いようである。仮に通知に載せるとしても、一般的な数値例は不要で、「働いた場合には年金が減る」という事実だけで十分であろう。

最後に、この通知が定期的に送られる場合に、いつから送りはじめるのが適当か尋ねたところ、グループ・インタビュー、アンケートともに、受給要件を満たした時という意見が多かった。この点からも、受給要件の充足が老後設計にとって重要な情報であることがうかがわれる。

以上をまとめると、日本でも給付の見込額を中心とする通知を活用することで、①老後の生活設計を助ける、②年金制度への理解を深め、信頼を高める、効果があるのがわかった。国民年金では保険料総額と給付額との関係を通知することで、制度に加入し、保険料を納付する意思が高まることが確認できた。

一方、受給資格を得る年齢から支給開始年齢に至るまでの厚生年金加入者に見込額などを通知することは、ライフプランの上で有益であることが確認できた。特に給付額の見込みについて、複数のシナリオを示すことで、将来の年金額のおおよその幅や今後の収入によって変動する不確実な予測数値であることを理解しやすくなる。また、受給要件を満たしているか、満たすまでに今後必要な加入年数がどれだけか、への関心も高い。

## 5. 今後の課題

現在、社会保険庁では、55歳以上の加入者から請求があれば、年金受給額の見込みを送付するようになっている。2006年度中に、被保険者期間のほぼ中間点にある35歳の被保険者に、加入状況を通知し、2008年には、「ポイント制」により全加入者に定期的に加入状況や見込額を知らせるといふ。

さらに定期的に送る通知とは別に、必要な時にホームページのサイトを閲覧して自分の加入記録や給付の見込額を確認できるサービスの提供を準備している。まず、3月下旬にはインターネットで加入記録を照合できるはずであり、これらのサービスにより、加入者の利便性や制度への理解は相当に高まるであろう。

以上をふまえた上で、まずびとして、情報提供における今後の課題をあげておく。第1が若年時の通知内容である。年金制度に加入しているという意識を高めるためには、30歳台でも何らかの通知があるのが望ましい。問題は、30歳台から年金見込額を通知するかどうかである。これには、①将来の不確実性が高すぎる、②見込額を知りたいというニーズが低い、として反対する意見もある。

現在でも55歳（3月下旬から50歳）になるまでは、加入者は年金の見込額を照会できない。特に厚生年金の報酬比例部分の見込額が、報酬額によって変動するからであろう。

しかし、55歳あるいは50歳になって支給額が予想以上に少ないことがわかって、引退年齢を遅らせるなどの自助努力によって老後の生活費を補おうとしても、手遅れのことが多い。公的年金を自分で補う準備をするためには、もっと早く支給見込額を知る必要がある。そう考えると、1年に1回ではなく、数年に1回でも構わないので、30歳台の若い間から、年金見込額の通知を送付すべきではないか。

第2の問題はマクロ経済スライドの説明である。2004年度の年金制度改正によるマクロ経済スライドの下では、年金見込額（現在価値）が本人の報酬だけでなく、被保険者の総数や人口あるいは賃金上昇率、運用利回りなどの要因で変動する。

ただ、この変動には、モデル所得代替率のみで50%を下回る場合には、マクロ経済スライドを停止する、

という歯止め（最低保証）がかかっている。

そこで、前述したように、国などにも工夫をこらして、将来は経済や人口変動によって年金額が変わるといふマクロ経済スライドの仕組みを説明するとともに、見込額においては、標準報酬累計額の階級別に、最悪でもこのくらいは支給される、という最低額を通知してはどうか。

その場合、行動経済学や心理学における、「標準的には月15万円、ただし、経済・人口変動によってはこのくらいになる、それでも最低月12万円は支給される」という説明よりも、「最低でも12万円、ただし、経済・人口変動が標準的であれば15万円」という説明の方が受け入れられやすい、という仮説にも注意を払う必要がある。

第3が保険料の納付額（過去の累計）を示すかどうかである。標準報酬履歴やその再評価額は過去の加入記録により名寄せされているので、計算することができる。しかし、保険料については料率が一定ではなく、記録もないため、計算プログラムを新たに構築する必要がある。

技術的問題が解決されても、厚生年金では計算方法などによると、給付の見込額の累計が保険料の累計（いずれも現在価値で計算）を上回らない可能性がある。また、そもそも、公的年金は世代間扶養原理に支えられており、損得計算には馴染まないのに、保険料と予測給付を示すことは、損得計算を勧めるようなものだ、という意見もあろう。

しかし、年金制度への理解と信頼を得るには、給付と負担額を通知し、制度を自分自身に引き直してもらうことが1つの方法だという考え方もあろう。

第4が加入者との双方向のコミュニケーションにより、郵送の通知を補うことである。電話や窓口に加え、インターネットや電子メールを活用した相談を受け付けることが考えられる。

年金見込額の通知を送付すると、それに関する相談や質問が増えていく。それは時間や費用を増やす。しかし、加入者から、悩みや要望などのフィードバックを直接聞く重要な接点である。通知によって、国民がこの接点に引き込まれるのであれば、それは歓迎すべきではないか。費用を適正に管理するのは当然としても、これらの機会を減らすべきではない。

〈注〉

- <sup>1</sup> 本稿は2004・2005年度厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」の助成を受けている。謝して記す。
- <sup>2</sup> 2008年10月から年金運営新組織に改組される予定。
- <sup>3</sup> 見込額を通知されることで、公的年金が給付建でのままであっても、各加入者が拠出超で年金の下と同様に、自分の口座を持っているように感じられれば、制度への理解や信頼が促進されると考えられる。
- <sup>4</sup> いずれも上記研究助成により実施した。
- <sup>5</sup> 50～57歳の男性会社員6名×2回、45～49歳の男性会社員5名×1回
- <sup>6</sup> 対象者が1人のデプス・インタビュー採集法ではなく、グループ・インタビューを実施した理由は、①グループ・インタビューなら参加者間の意見交換によって事前に想定していなかった課題やアイデアが得られる。②デプス・インタビューでは不可欠な個人ごとの年金履歴を取集する必要がある、などである
- <sup>7</sup> 2006年1月27日～31日に実施。有効回答数221。
- <sup>8</sup> 45～49歳のグループ・インタビューでは1958年生まれの例を使用した。
- <sup>9</sup> 今回試みなかったものの、今後、2号被保険者余休、あるいは各年給の被保険者の平均的な報酬を得られるものと仮定して、年金見込額を示す方法も考えられる。
- <sup>10</sup> 65歳時点では基礎年金部分が加わり総支給額が増えることを、60歳～64歳の支給額が少ないのは繰上げ受給のためと誤解した例があった。
- <sup>11</sup> 行動経済学ではKahneman and Tversky (1979) のように、まず参照点 (reference point) における利得が有り、実際の利得がそれを上回ると、満足度が高まるという。したがって満足度を高めるには、参照点を低く設定しておく必要がある。また、心理学を応用した説得手法に、まず過大な要求（この場合は、低い年金での満足）をして相手に漸らせ、徐々に要求を下げて譲歩（標準的な年金での満足）を引き出す、ドア・イン・ザ・フェイス法がある。

〈参考文献〉

Kahneman, Daniel and Amos Tversky (1979), "Prospect Theory: An Analysis of Decision under Risk", *Econometrica*, Volume 47 Number 2, pp263-291.

Sunden, Arika (2003), "How much do people need to know about their pensions and what do they know?", Working Paper prepared for Conference on NDC Pensions.

United States General Accounting Office, Testimony, (2000), "Social Security Providing Useful Information to the Public", GAO/T-HEHS-00-101.

Tversky, Amos and Daniel Kahneman (1981), "The

- framing of decisions and the psychology of choice", *Science*, Number 211, pp453-458.
- 宮島洋 (2001), 「年金制度の信頼性」『年金制度の信頼性の向上について—年金数理の果たす役割 (第11回年金数理部会セミナー報告書)』, 社会保障制度審議会年金数理部会。
- 内閣府 (2003), 「公的年金制度に関する世論調査」。
- 清水時彦 (2004), 「国民年金の現状—栄納とその対策」, 『年金と経済』 23巻2号
- 博博文 (2002), 「認得と影響—交渉のための社会心理学」, フレーン出版
- 俊野雅司 (2004), 「証券市場と行動ファイナンス」東洋経済新報社。
- 白井政治他 (2005), 厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業「個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を各人に提供する仕組みに関する研究」平成16年度総括研究報告書
- 社会保障庁ホームページ <http://www.sia.go.jp/>

厚生労働科学研究費補助金

政策科学推進研究事業

個人レベルの公的年金の給付と負担等に関する情報を

各人に提供する仕組みに関する研究

平成 17 年度 総括研究報告書

— 資料編 —

主任研究者 白杵 政治

平成 18(2006)年 3 月

## 資料編目次

### 資料1 50代調査(第1章)の資料

1-1	インタビューに使った通知のひな型	1
1-2	インタビューに使った通知のひな型(タイプB)	5
1-3	インタビューに使った通知のひな型(タイプC)	9
1-4	インタビューに使った通知のひな型(タイプD)	13
1-5	インタビュー議事録	21
1-6	インタビュー時のネガポジチェック	33
1-7	アンケートに使った通知のひな型	45
1-8	アンケートの設問	51
1-9	アンケートの単純集計	61

### 資料2 30代40代調査(第2章・第3章・第7章)の資料

2-1	第1次アンケート調査の設問	71
2-2	第1次アンケートの単純集計	79
2-3	第2次アンケート調査に使った通知のひな型	95
2-4	第2次アンケート調査の設問(通知送付者向け)	99
2-5	第2次アンケート調査の設問(通知非送付者向け)	107
2-6	第2次アンケートの単純集計(通知送付者向け)	113
2-7	第2次アンケートの単純集計(通知非送付者向け)	121

### 資料3 実験(第4章・第5章・第7章)の資料

3-1	第4章の実験の被験者向け説明書(1)	127
3-2	第4章の実験の被験者向け説明書(2)	143
3-3	第5章の実験の被験者向け説明書	159
3-4	第7章の実験の被験者向け説明書	169
3-5	実験時のアンケート調査の設問(1)	189
3-6	実験時のアンケート調査の設問(2)	199



※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 資料 1 - 1

〇〇〇市〇〇〇〇 〇-〇-〇〇  
〇〇〇〇様

生年月日	1950年04月01日
基礎年金番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
計算基準日	2005年04月01日

### 〇〇〇〇さんの公的年金(老齢年金)の見込額(2005年4月1日現在)

〇〇〇〇さんが老後に受け取る年金額(老齢年金)の見込みは次のとおりです。ただし、次のように試算したものですので、実際に受け取る年金額とは異なります。ご注意ください。

※54歳までは、実際の加入記録をもとにしています。55歳以降は、(1)60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合と、(2)60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の2通りを計算しています。

※いずれの場合も60歳以降は厚生年金にも国民年金にも加入しない前提になっています。

※自分で年金を受け取る年齢を決める繰り上げ支給や繰り下げ支給は考慮していません。

※あなたの配偶者が受け取る年金額は含んでいません。あなたに扶養される配偶者がいる場合などに支給される加給年金や振替加算も、含んでいません。

※この年金見込額は、今後、物価や賃金の変動がない場合の額です。それらが変動すれば、実際の年金額は、それに合わせて見込額より増えたり減ったりします。(物価スライドなどについては2ページ目をご覧ください)

#### 【60歳になるまで現在の半額の年収で働いた場合の年金見込額】

60~64歳 年間155万円 (月額12万9千円)

65歳以降 年間230万円 (月額19万2千円)

- ・ 〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・ 60~64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間155万円)の合計です。

#### 【60歳になるまで現在と同額の年収で働いた場合の年金見込額】

60~64歳 年間167万円 (月額13万9千円)

65歳以降 年間242万円 (月額20万2千円)

- ・ 〇〇〇〇さんの場合、60歳から老齢厚生年金を、65歳からは、それに加えて老齢基礎年金を受け取ることができます。
- ・ 60~64歳の年金見込額は老齢厚生年金のみです。65歳以降の年金見込額は、老齢基礎年金(年間75万円)と老齢厚生年金(年間167万円)の合計です。

## 受給し始めた後の老齢年金には、以下の特徴があります

### 1. どんなに長生きしても一生受け取れます

あなたと同じ生まれ年の男性は、平均で80.6歳まで生きると予測されていますが、約7人に1人は90歳まで生きると予測されます。老齢年金は、どんなに長生きしても一生涯にわたって受け取れます。

### 2. 物価の変動などにあわせて年金額が変わります

受給期間は長期にわたりますので、その間に物価の上昇など経済状況が変化する可能性があります。老齢年金では、68歳未満の年金額は現役世代の賃金の伸びにあわせて毎年改定されます(再評価といいます)。68歳以上の年金額は物価の伸びにあわせて毎年改定されます(物価スライドといいます)。

ただし、年金財政を健全化している最中は、公的年金の加入者数の減少と年金受給者の寿命の伸びを考慮して年金額の伸びが抑制されます。

### 3. 老齢基礎年金の一部は、国庫負担でまかなわれています

老齢基礎年金は、全国民共通の老齢基礎年金と、サラリーマンなどに対する老齢厚生年金にわかれます。老齢基礎年金の給付は、3分の2がその時の現役世代の保険料や積立金の運用収入から、残りの3分の1が国庫負担として税や国債など政府の一般会計からまかなわれています。

## あなたやあなたのご家族は、老齢年金の他、以下の給付を受け取れます

### 1. あなたが障害状態になられた場合には、障害年金が受け取れます。

仮にいま障害状態(2級)になられた場合には、次の金額を受け取れます。

年間269万円 (月額22万4千円)

※実際の障害年金の金額は、障害状態や扶養される配偶者やお子さんの状況などによって変わります。  
上の金額は、現在のご家族の状況をもとに試算しています。

### 2. あなたが亡くなられた場合には、ご遺族に遺族年金が支給されます。

仮にいまあなたが亡くなられた場合には、ご遺族は次の金額を受け取れます。

年間210万円 (月額17万5千円)

※実際の遺族年金の金額は、受給される配偶者やお子さんの状況などによって異なります。  
上の金額は、現在のご家族の状況をもとに試算しています。

※今回の調査は学術的な研究のために行われているものであり、この資料は厚生労働省や社会保険庁などの政府機関等が作成したものではありません。

## 〇〇〇〇さんの公的年金加入記録（2005年4月1日現在）

〇〇〇〇さんがこれまで公的年金に加入した記録は次のとおりです。

### 【公的年金加入記録】

	加入月数※	厚生年金の納付済保険料 (本人負担) (会社負担)	
2004年03月までの累計	384カ月	838万円	838万円
2004年04月から + 2005年03月までの状況	12カ月	44万円	44万円
2005年03月までの累計	396カ月	882万円	882万円

※この加入月数は、国民年金や厚生年金など、すべての公的年金の合計です。

※公的年金を受け取るためには、合計で300カ月（25年）以上の加入が必要です。

〇〇〇〇さんは、この要件を満たしています。

## 仮にいま退職した場合の老齢年金見込額（2005年4月1日現在）

過去1年間加入したことによって、いま退職した場合の年金見込額は次のように変わりました。ただし次のことに注意してください。

※この試算は、1年間の加入によって年金額が増えた状況をご理解いただくためのものです。

※現時点では年金を受け取れる年齢になっていませんので、実際に下記の金額を受け取れるわけではありません。また、下記の金額は65歳以降の年金額を想定したものです。

※下記の年金見込額は、これから加入して保険料を支払うことがないと仮定して計算しています。そのため、1ページ目の年金見込額とは金額が異なります。

### 【仮にいま退職した場合の老齢年金見込額】

2004年03月に退職した場合の見込額	年間	201万円
2004年度の物価変動等にあわせた調整		2万円
2004年04月～2005年03月の + 加入や保険料納付に伴う増加額		6万円
2005年03月に退職した場合の見込額	年間	209万円
（うち国庫負担でまかなわれる部分	年間	16万円）

